

証券コード 5395
平成30年3月8日

株 主 各 位

埼玉県鴻巣市宮前547番地の1

理研コランダム株式会社

代表取締役
社 長 増 田 富 美 雄

第119回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第119回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年3月26日（月曜日）午後5時までに到着するようにご返送いただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年3月27日（火曜日）午前10時
2. 場 所 埼玉県鴻巣市中央29番1号
鴻巣市文化センター 3階会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 株主総会の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第119期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第119期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項 <会社提案(第 1 号議案から第 6 号議案まで)>

第 1 号議案 剰余金の処分の件

第 2 号議案 株式併合の件

第 3 号議案 定款の一部変更の件

第 4 号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 6 名選任の件

第 5 号議案 監査等委員である取締役 3 名選任の件

第 6 号議案 補欠の監査等委員である取締役 1 名選任の件

<株主提案(第 7 号議案および第 8 号議案)>

第 7 号議案 剰余金の処分の件

第 8 号議案 自己株式の取得の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎代理人による議決権行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方 1 名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合はインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.rikencorundum.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成29年1月1日から
平成29年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復基調で推移いたしました。また、設備投資は緩やかに増加しており、先行きについては、企業収益の改善や成長分野への対応等を背景に、増加していくことが期待されています。生産については鉱工業生産指数が緩やかに増加しており、先行きについては、海外景気の緩やかな回復等を背景に、緩やかな増加が続くことが期待されています。ただし、引き続き海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動の影響に留意する必要があります。

このような状況下、当社グループでは、一部委託を行っていた出荷業務を社内に取り込むことや生産の合理化を目的とした生産場所の集約化を図ってまいりました。

当社グループの売上については、研磨布紙および研磨材は堅調に推移しており、複写機用グリップローラーの昨年半ば以降の新規受注が引き続き売上増に寄与し、売上高は4,556,126千円（前期比0.6%増）となりました。

また利益面においては、製造経費の増加や在庫の縮小に伴う見直しによるたな卸資産の処分損計上により、売上原価が増加したことから、営業利益は36,134千円（前期比72.8%減）となりました。経常利益についても持分法適用関連会社である中国の合弁会社「淄博理研泰山涂附磨具有限公司」の増収増益が寄与したものの154,432千円（前期比9.5%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は130,564千円（前期比16.5%減）となりました。

セグメントの概況は以下のとおりであります。

(研磨布紙等製造販売事業)

当社グループの中核事業である研磨布紙等製造販売事業の当連結会計年度の業況は、建材関連および研磨材は依然堅調であり、売上高は3,631,220千円（前期比0.3%減）と前期並みとなりましたが、セールスミックスの変動や設備投資に伴う減価償却費等の製造経費の増加およびたな卸資産処分損の計上により、営業損失△21,655千円（前期は113,649千円の営業利益）となりました。

(O A 器材部材等製造販売事業)

当社グループにおいて事務機器に組み込まれる紙送り用各種ローラー部品の受注生産をしているO A 器材部材等製造販売事業の当連結会計年度の業況は、複写機用のグリップローラーが昨年半ば以降の新規受注が引き続き寄与したことや連結子会社理研精密器材（蘇州）有限公司の受注増により、売上高は667,754千円（前期比5.1%増）となり、その粗利益増から営業利益は171,996千円（前期比35.8%増）となりました。

(不動産賃貸事業)

主にイオンリテールストア株式会社に賃貸しております理研神谷ビルの賃料収入や理研志茂ビルおよび鴻巣工場の一部賃貸開始により、売上高は257,152千円（前期比2.0%増）となり、営業利益は180,854千円（前期比1.0%増）となりました。

事業区分	売上高	生産高（受注高）
研磨布紙等製造販売事業	3,631,220千円	3,701,236千円
O A 器材部材等製造販売事業	667,754千円	580,346千円
不動産賃貸事業	257,152千円	—

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は223,171千円であり、主に鴻巣工場および群馬工場の生産効率化を目的とした生産場所の集約工事に取り組みました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達の状況につきましては、特記すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

⑦ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の営業成績および財産の状況の推移

区 分	単位	第116期 (平成26年12月期)	第117期 (平成27年12月期)	第118期 (平成28年12月期)	第119期 (当連結会計年度) (平成29年12月期)
売 上 高	千円	4,655,134	4,430,414	4,528,290	4,556,126
親会社株主に帰属する当期純利益	千円	199,893	134,727	156,367	130,564
1株当たり当期純利益	円	21.64	14.60	16.95	14.16
総 資 産	千円	6,831,334	7,064,571	7,001,219	7,022,010
純 資 産	千円	4,609,152	4,920,175	4,866,381	5,012,903
1株当たり純資産額	円	499.60	533.35	527.56	543.50

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の営業成績および財産の状況の推移

区 分	単位	第116期 (平成26年12月期)	第117期 (平成27年12月期)	第118期 (平成28年12月期)	第119期 (当事業年度) (平成29年12月期)
売 上 高	千円	4,506,956	4,299,917	4,359,113	4,403,970
当期純利益	千円	110,168	22,651	138,795	33,465
1株当たり当期純利益	円	11.93	2.46	15.05	3.63
総 資 産	千円	5,754,821	5,948,838	5,960,667	5,871,090
純 資 産	千円	3,641,511	3,903,554	3,925,047	3,958,315
1株当たり純資産額	円	394.72	423.15	425.51	429.16

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は、オカモト株式会社であります。オカモト株式会社は、平成29年9月11日付で、当社株式1,568千株を取得しました。これによりオカモト株式会社は、当社の総株主等の議決権に対する割合が50%を超えるため、新たに当社の親会社となりました。

親会社との取引に関しては、市場価格・市場金利を勘案して、一般的な取引条件と同様に決定しております。

当社取締役会は、当社取締役会を中心とした当社独自の経営判断で事業活動、経営上の決定を行っており、親会社からの一定の独立性が確保されているものと考え、親会社との間の取引に際し、当社の利益が害されていないと判断しております。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
(連 結 子 会 社) 理研精密器材(蘇州)有限公司	920千USドル	100%	研磨布紙等の製造および販売 O A器材部材等の製造および販売
(連 結 子 会 社) 理 研 香 港 有 限 公 司	100千HKドル	100%	O A器材部材等の販売
(持 分 法 適 用 関 連 会 社) 淄博理研泰山涂附磨具有限公司	5,000千USドル	47%	研磨布紙等の製造および販売

(4) 対処すべき課題

わが国の今後の経済情勢につきましては、緩やかな景気回復の基調が持続することが見込まれるものの、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動に留意する必要があるものと思われまます。

当社グループといたしましては、中長期視点に基づく一層の販売、収益の拡大を目指し、新製品の開発・販売、新市場の開拓および生産性向上に資する生産システムの改善等に全力を挙げて取り組んでまいります。また、コンプライアンス・リスク管理、環境保護対策の強化についても、企業の社会的責任に対する社会の要請は一段と高まっていることから充実させていきます。

具体的には、市場環境の大きな変化に柔軟に対応し、歴史に埋没することなく、「リスク対策に万全を期したうえで、企業価値・顧客満足度向上に向けて推進する」ために「2018～2020年度 中期経営計画」を策定し、以下に掲げる①市場戦略、②収支改善、③内部統制、④品質管理、⑤人材育成について、新たな理研コランダムを築くべく取り組んでまいります。

①市場戦略として、顧客ニーズに合った新製品・新市場の開拓、成長業種・高付加価値事業分野への取り組み強化および事業のグローバル化の推進により、販売の拡大と顧客サービス、特に納期の短縮の向上を図ってまいります。

②収支改善への全社一体となった取り組みにより、生産コスト削減を狙いとした生産システムの変更・徹底した在庫の削減を推進してまいります。

③内部統制に関しては、会社法、金融商品取引法、J-SOX、会計基準、その他関係法令に準拠して設定した社内業務手順に従いその適正な遂行を行ってまいります。

④品質管理として、品質管理部署の権限および生産ラインとの連携を強化するとともに、社内ネットワークによる品質苦情管理ならびに予防措置・是正措置の迅速な対応により、品質問題の迅速な解決と再発防止の実現に向けて取り組んでまいります。

⑤人材育成として、社内の業務プロセスに携わる全ての職階において権限の委譲と説明責任の遂行を求め、次世代リーダーの育成を図るとともに、3S活動も含めた業務の推進を通じ、風通しのよいコミュニケーションづくりの実現を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成29年12月31日現在）

事業区分	事業内容
研磨布紙等製造販売事業	研磨布紙等の製造および販売
OA器材部材等製造販売事業	OA器材部材等の製造および販売
不動産賃貸事業	理研神谷ビルのイオンリテールストア株式会社等への賃貸

(6) 主要な営業所および工場（平成29年12月31日現在）

当 社	本社：埼玉県鴻巣市、 東京支店：東京都台東区、北日本営業所：岩手県紫波郡矢巾町 名古屋営業所：名古屋市東区、大阪支店：大阪市天王寺区、 福岡営業所：福岡県福岡市南区、 鴻巣工場：埼玉県鴻巣市、沼田工場：群馬県沼田市、 新治工場：群馬県利根郡みなかみ町
理研精密器材（蘇州）有限公司（子会社）	本社・工場：中華人民共和国江蘇省蘇州市
理研香港有限公司（子会社）	本社：中華人民共和国香港
淄博理研泰山涂附磨具有限公司（関連会社）	本社・工場：中華人民共和国山東省淄博市

(7) 使用人の状況（平成29年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
136 (66) 名	△5 (5) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
111 (66) 名	－ (5) 名	45.9歳	19.1年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年12月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	246,400千円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	169,250
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	93,071
株 式 会 社 群 馬 銀 行	26,500

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の概況

(1) 株式の状況（平成29年12月31日現在）

① 発行可能株式総数	30,000,000株
② 発行済株式の総数	10,000,000株
③ 株主数	1,215名
④ 大株主(上位10名)	

株 主 名	所 有 株 式 数（千株）	持 株 比 率（％）
オ カ モ ト 株 式 会 社	4,602	49.90
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	690	7.48
宇 田 川 恵 造	255	2.76
大 澤 政 俊	213	2.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信 託 口)	131	1.42
長 瀬 産 業 株 式 会 社	88	0.95
坂 爪 康 一	75	0.81
五 十 畑 輝 夫	61	0.66
ミ ュ キ 産 業 株 式 会 社	50	0.54
南 興 セ ラ ミ ッ ク ス 株 式 会 社	46	0.50

（注） 自己株式777千株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員 の 状 況

①取締役の状況（平成29年12月31日現在）

会 社 に お け る 地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	下 村 洋 喜	淄博理研泰山涂附磨具有限公司董事長
専 務 取 締 役	北 澤 雄 二	濰坊理研磨材有限公司董事長
常 務 取 締 役	江 口 真 一	総務部長
取 締 役	雨 貝 昇	製造部長
取 締 役	細 井 雅 弘	営業部長
取 締 役	石 川 和 男	経理部長
取 締 役	増 田 富 美 雄	
取 締 役	岡 本 二 郎	オカモト㈱代表取締役会長
取締役（監査等委員・常勤）	本 多 正 明	
取 締 役（ 監 査 等 委 員 ）	長 崎 俊 樹	岡村綜合法律事務所パートナー
取 締 役（ 監 査 等 委 員 ）	新 井 田 哲 也	わかさ税理士法人代表社員

- (注) 1. 取締役（監査等委員）本多正明氏、長崎俊樹氏および新井田哲也氏は、社外取締役であります。
2. 取締役岡本二郎氏は平成29年9月10日まで、増田富美雄氏は平成29年6月29日まで社外取締役でありました。
3. 取締役（監査等委員）本多正明氏並びに長崎俊樹氏及び新井田哲也氏は、(株)東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
4. 当社は、監査等委員会の監査、監督機能を強化し、日常的な情報収集および重要な社内会議への出席による情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にする為、常勤の監査等委員を選定しております。
5. 新井田哲也氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、税理士として財務および会計に関する専門的な知見を有されており、また平成28年3月に当社社外取締役に就任されて以降、十分にその職責を果たされていることから、監査等委員として選定しております。

②取締役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く) (う ち 社 外 取 締 役)	8名 (2名)	68,280千円 (1,650千円)
取 締 役 (監 査 等 委 員) (う ち 社 外 取 締 役)	3名 (3名)	8,730千円 (8,730千円)
合 計 (う ち 社 外 取 締 役)	11名 (5名)	77,010千円 (10,380千円)

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く)の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役(監査等委員を除く)および監査等委員である取締役の報酬限度額は、平成28年3月25日開催の第117回定時株主総会において、取締役については年額144百万円以内(うち社外取締役15百万円以内、ただし使用人分給与は含まない)、監査等委員である取締役については年額24百万円以内と決議いただいております。

③社外役員に関する事項

(i) 他の法人等の役員等の兼職状況

当 社 社 外 役 員		兼 職 先 お よ び 兼 職 先 と の 関 係
岡 本 二 郎	社 外 取 締 役	オカモト㈱代表取締役会長 なお、当社は同社との間には貯蔵品等の取引関係があります。また、平成29年9月11日付で同社は当社の親会社となりました。
本 多 正 明	社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員) (常 勤)	該当事項はありません。
長 崎 俊 樹	社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	岡村総合法律事務所パートナー なお、当社は岡村総合法律事務所に所属する同氏以外の弁護士から法律上のアドバイスを必要に応じ受けておりますが、同事務所と当社における取引額は、同事務所の年間収入および当社連結売上高のいずれにおいてもその割合は低い状況にあります。
新井田 哲 也	社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	わかさ税理士法人代表社員 なお、当社と当該法人とは特別な関係はございません。

(ii) 当事業年度における主な活動

当 社 社 外 役 員		活 動 状 況
岡 本 二 郎	社 外 取 締 役	当事業年度開催の取締役会14回のうち10回に出席し、豊富な経営者としての経験と見識に基づき経営全般に関して適宜必要な発言を行いました。
増 田 富美雄	社 外 取 締 役	平成29年3月30日社外取締役就任後、平成29年6月30日までの在任期間中に開催された取締役会4回のうち3回に出席し、豊富な経験と見識に基づき適宜必要な発言を行いました。
本 多 正 明	社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員) (常 勤)	当事業年度開催の取締役会14回のすべてに出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会13回のすべてに出席し、コンプライアンスおよび経営のリスク管理の観点から適宜必要な発言を行いました。
長 崎 俊 樹	社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会13回のすべてに出席し、コンプライアンスおよび経営のリスク管理面を中心に弁護士として専門的な知見に基づき適宜必要な発言を行いました。
新井田 哲 也	社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会13回のすべてに出席し、税理士としての経験および専門的な知見に基づき適宜必要な発言を行いました。

④責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役との間で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	20,500千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について相当であるとの判断をし、同意いたしました。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に掲げる事由に該当すると認められ、その必要があると判断した場合は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制

当社は、「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」(内部統制システムの基本方針)について、以下のとおり定めております。

① 経営理念

当社は経営理念として「理研コランダム憲章」を掲げ、その実現に向けた「行動指針」を設定しています。

理研コランダム憲章

- ・日本を代表する研削・研磨のトップ企業として、社会的責任を自覚し、法令・ルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公平な企業活動を推進する。
- ・お客様を第一と考え、常に最高の製品・サービスを提供する。
- ・株主、市場から高く評価され、広く社会から信頼される。
- ・社員にとって働き甲斐があり、魅力に富んだ職場にする。

行動指針

- ・公正・透明・自由な競争を実践し、会社資産の保全拡大に努める。
- ・一人一人が高い倫理観（例えば、「安全第一」「嘘をつかない」「ルールを守る」「反社会的勢力に対しては隙を見せず、毅然とした対応を行う」「公私に亘り節度ある行動をする」等々）を持って自主的・自立的に行動し、協力して業務を遂行し、自由闊達な職場を築く。

② 内部統制システムの構築、運営による経営理念「理研コランダム憲章」の実現

当社は内部統制システムを、「事業遂行上不可避免的に発生し、直面するさまざまなリスクの評価・管理、業務の有効性および効率性の維持向上、適時開示の実行と財務報告の信頼性の確保、コンプライアンスの徹底、資産の保全等により企業価値を高め、ステークホルダーから高い評価を得るため、当社のあらゆる業務プロセスの中に組み込まれ、運営され、改善される経営上の仕組みである。」ととらえ、その構築と、運営を進めてまいります。

③ 具体的な取り組み事項

(i) 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1) コンプライアンスおよびリスク管理を統括する組織として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設け、当社グループにおいて「コンプライアンス管理規程」および「リスク管理規程」に準拠した業務推進を図るとともに、製造業として重要課題である「環境・安全」関係の法令等については、これを専管する組織を設け

ております。

- 2) 当社グループにおいて、「公益通報者保護規程」に準拠し、コンプライアンス違反の発生拡大を防止するために有効に機能する内部通報体制を構築しております。
- 3) 不当要求防止責任者のもと社内関係部門および社外専門機関との連絡、協力体制を整備し、当社グループとして反社会的勢力に対しては隙を見せず毅然とした対応を行っております。
- 4) 財務報告に係る内部統制構築基本方針にのっとり、監査法人、監査等委員会とも必要な調整を図りつつ、公表された内部統制の整備・評価に準拠し、内部統制の有効性を適時適切に評価・公表し得る体制を構築しております。

(ii) 損失の危険（リスク）の管理に関する規程その他の体制

当社グループにおいて「リスク管理規程」に準拠した業務推進を図るとともに、その取り組みのひとつとして、各担当部門において専門的な立場から、各種リスクの評価・管理を目的として、各担当部門の部長の責任のもとで「組織・業務自主点検」を毎月実施しております。

また、平時においては各部にてその有するリスクの洗い出しとその低減等に取り組むとともに、コンプライアンス・リスク管理委員会事務局は、定期的にモニタリングを実施し、また、災害発生時等に備えて事業継続計画書（BCP）を策定し、本計画書に基づいた訓練を行っております。

(iii) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は定例の「取締役会」を原則毎月1回開催し重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。また年1回以上群馬工場で取締役会を開催し現場との交流を図ることで、効率的な現場の把握、情報の共有に努めてまいります。

業務の運営については将来の事業環境を踏まえ当社グループとしての中期経営計画および各年度予算を立案し全社的な目標を設定しており、各部門においてはその目標達成に向けて具体策を立案実行いたします。その遂行状況は課長以上の管理職が出席する会議を月1回開催し、業績・状況の把握できる体制を整えるとともに、効率の良い業務執行に努めてまいります。

(iv) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は法令、社内規程（文書管理規程）に基づき文書の保存を行っております。また情報の管理については「機密管理規程」・「パソコン管理規則」を定めて対応しております。

(v) 業務の適正を確保するための体制

「内部監査規程」に準拠し、総務部コンプライアンス・リスク管理事務局が毎年全部門および一部営業拠点・工場について業務監査を実施し、加えてISO委員会内部監査委員およびJ-SOX内部監査委員がそれぞれ原則年2回の内部監査を実施し、その結果をコンプライアンス・リスク管理委員会に報告しております。

また、当社グループの経営については、その自主性を尊重しつつ、「関係会社管理規程」を定め、当社グループの業務の適正確保を見据えた管理方針等を明定するとともに、事業内容の定期的な報告と重要案件についての報告および事前協議を取締役会で行っております。

(vi) 監査等委員会に報告するための体制

当社グループの役員(監査等委員である取締役を除く。)および従業員は、その職務の状況について、取締役会等の重要会議の場で、監査等委員会に定期的に報告を行うほか、必要の都度、遅滞なく報告しております。

なお、監査等委員会へ報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保しております。

また、当社は役員(監査等委員である取締役を除く。)および従業員合計で百数十名の規模であり、監査等委員会に対して専従の支援要員を配置しないものの、監査等委員会が求めた場合は総務部員が補助を行い、その際の当該部員は、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従うものとしております。

(vii) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社グループの役員(監査等委員である取締役を除く。)および従業員は監査等委員会監査に対する理解を深め、監査等委員監査の環境を整備するように努めております。

また、監査等委員会は代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行っております。

なお、監査等委員会は会計監査人から報告と説明を受け、必要に応じて意見交換を行い、子会社事業所への往査に同行するなど、会計監査人の独立性を監視するとともに連携を図っております。

また、監査等委員会ならびに監査等委員会が監査の実施にあたり、弁護士その他の外部専門家・アドバイザーを任用する等、職務を遂行するうえで生ずる必要な費用の支出、前払い等を求めた場合、当社は、監査の職務の執行に必要なと明らかに認められる場合を除き、その費用を負担いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社取締役会は、本事業年度に13回の定例取締役会および1回の臨時取締役会を開催し、経営上の重要事項を協議・決定するとともに、各部門における執行状況について、取締役会で決定した年度計画、中期経営計画の進捗状況も含めた報告を受けております。

内部監査については、本事業年度において、全部門および一部拠点の業務監査を原則無予告にて実施し、さらに年2回のISO委員会内部監査を行い適正化を図るとともに、J-SOX内部監査による有効性評価を実施いたしました。

また、当社は、「組織・業務自主点検」を行っておりますが、本事業年度につきましても、全部門、全拠点が毎月もれなく実施し、業務・運営の適切性等について点検をいたしました。

なお、社長を委員長とした「コンプライアンス・リスク管理委員会」を本事業年度は4回開催し、各内部監査および自主点検についての本事業年度取組方針、実施状況およびその結果について報告、検証いたしました。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を定めるとともに、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上を目的として、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針が決定されることを防止するための取り組みとして、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入、継続しております。

① 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は上場会社であることから、当社の株主は市場での自由な取引を通じて決定されるべきであり、当社の支配権の移転を伴う大規模買付行為に対しても、これに应じるか否かは最終的には個々の株主の皆様の判断・意思に基づくべきものと考えております。

しかしながら、大規模買付行為の中には、会社経営陣との十分な協議・合意のプロセスを経ることなく、また株主の皆様への十分な情報開示がなされることなく強行されるもの、あるいはその目的等から判断して、企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのあるものなどが含まれる可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値および株主共同の利益を毀損するような大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

このような考えから、当社が設定し事前に開示する一定のルール（以下「大規模買付ルール」という）に従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、かつ、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後に限り、

大規模買付行為を開始できることとする必要があると考えます。

また、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な確保・向上の観点から、不適切または不十分であるおそれのある大規模買付行為に対して、当社取締役会が、原則として株主の皆様の判断を仰ぎつつ、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って適切と考える方策をとることも、当社株主共同の利益を守るために必要であると考えます。

② 基本方針の実現に資する取り組み

当社は、当社の経営理念を定めた理研コランダム憲章に基づき、短期的または再現性を欠く成果の追求に陥ることなく、当社ブランドである「地球印ブランド」の更なる強化を図ること、また研磨布紙等製造販売事業とＯＡ器材部材等製造販売事業との間の緊密な連携を推進し、競争力の源泉である「技術開発・人材開発力、顧客サービス・市場開拓力」の更なる伸長を図ること、加えて株主、顧客、取引先、社員、地域社会等のステークホルダーの皆様との円滑な関係を構築すること等によって、当社の企業価値および株主共同の利益の向上は実現されることとなり、上記①に定める「基本方針」の実現に資するものと考えております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みおよびその合理性

当社は上記にかかわる取り組みとして、冒頭に記載のとおり「買収防衛策」を導入しております。この「買収防衛策」においては、取締役会の恣意的な判断を防止するため、大規模買付ルールの設定、防衛措置の内容と実施条件および手続き、特別委員会の設置等に関し詳細に定めております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は安定的な配当の継続、将来の事業展開に備えた内部留保の充実等に配慮しながら業績に対応した配当を行う方針であります。

内部留保につきましては、業界における競争の激化などに対処し、研究設備および製造設備等を強化するための資金需要に備える所存であり、将来の利益に貢献し、株主各位に対する安定した配当に寄与できるものと考えております。

当事業年度の期末配当金につきましては、１株につき３円とさせていただくことを平成30年３月27日に開催される第119回定時株主総会にお諮りする予定です。すでに、平成29年９月12日に実施済みの中間配当金１株当たり３円とあわせまして、年間配当金は１株当たり６円となります。

連結貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,655,217	流 動 負 債	1,444,773
現 金 及 び 預 金	425,566	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	798,837
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	1,117,710	短 期 借 入 金	230,000
商 品 及 び 製 品	392,401	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	247,752
仕 掛 品	488,038	リ ー ス 債 務	3,436
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	166,935	未 払 法 人 税 等	3,912
繰 延 税 金 資 産	31,745	そ の 他	160,835
そ の 他	35,752	固 定 負 債	564,333
貸 倒 引 当 金	△2,930	長 期 借 入 金	122,041
固 定 資 産	4,366,792	リ ー ス 債 務	6,036
有 形 固 定 資 産	2,039,048	繰 延 税 金 負 債	294,414
建 物 及 び 構 築 物	1,437,444	修 繕 引 当 金	53,023
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	241,410	長 期 預 り 金	51,952
土 地	313,742	資 産 除 去 債 務	9,607
リ ー ス 資 産	812	そ の 他	27,260
そ の 他	45,640	負 債 合 計	2,009,106
無 形 固 定 資 産	45,271	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	2,282,473	株 主 資 本	4,379,757
投 資 有 価 証 券	433,133	資 本 金	500,000
親 会 社 株 式	560,560	資 本 剰 余 金	98,753
関 係 会 社 出 資 金	1,217,794	利 益 剰 余 金	3,928,340
退 職 給 付 に 係 る 資 産	47,192	自 己 株 式	△147,335
そ の 他	41,795	その他の包括利益累計額	633,146
貸 倒 引 当 金	△18,000	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	445,180
資 産 合 計	7,022,010	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	349
		為 替 換 算 調 整 勘 定	187,617
		純 資 産 合 計	5,012,903
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	7,022,010

連結損益計算書

(平成29年1月1日から)
(平成29年12月31日まで)

(単位 千円)

科 目	金 額	
売上高		4,556,126
売上原価		3,598,498
売上総利益		957,628
販売費及び一般管理費		921,493
営業利益		36,134
営業外収益		
受取利息	202	
受取配当金	21,039	
受取商標使用料	6,653	
持分法による投資利益	106,153	
その他	10,636	144,684
営業外費用		
支払利息	3,583	
手形売却損	1,465	
売却割引	11,401	
為替差損	8,935	
その他	1,001	26,386
経常利益		154,432
特別利益		
投資有価証券売却益	6,429	6,429
特別損失		
固定資産除却損	6,798	6,798
税金等調整前当期純利益		154,063
法人税、住民税及び事業税	9,232	
法人税等調整額	14,268	23,500
当期純利益		130,564
親会社株主に帰属する当期純利益		130,564

連結株主資本等変動計算書

（平成29年1月1日から
平成29年12月31日まで）

（単位 千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	500,000	98,753	3,853,120	△147,140	4,304,732
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△55,344		△55,344
親会社株主に帰属する 当期純利益			130,564		130,564
自 己 株 式 の 取 得				△195	△195
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	75,220	△195	75,025
当 期 末 残 高	500,000	98,753	3,928,340	△147,335	4,379,757

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券評 価差額金	繰延ヘッジ損益	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	その他の包括利 益累計額合計	
当 期 首 残 高	386,466	3,721	171,461	561,648	4,866,381
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△55,344
親会社株主に帰属する 当期純利益					130,564
自 己 株 式 の 取 得					△195
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	58,714	△3,372	16,156	71,498	71,498
当 期 変 動 額 合 計	58,714	△3,372	16,156	71,498	146,522
当 期 末 残 高	445,180	349	187,617	633,146	5,012,903

連結注記表

1. 記載金額は千円未満を四捨五入によって表示しております。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・主要な連結子会社の名称 理研精密器材（蘇州）有限公司
理研香港有限公司

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社または関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社または関連会社数

1社

- ・主要な会社等の名称 淄博理研泰山涂附磨具有限公司

② 持分法を適用していない非連結子会社または関連会社の状況

- ・会社等の名称 濰坊理研磨材有限公司
- ・持分法を適用しない理由 当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

子会社2社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

イ. その他有価証券

- ・時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. デリバティブ

原則として時価法を採用しております。

ハ. たな卸資産

当社は移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を、また、在外連結子会社は総平均法による低価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法を、在外連結子会社は当該国の会計基準の規定に基づく定額法を採用しております。

但し、当社が平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりです。

建物及び構築物	31～47年
機械装置及び運搬具	9年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金……………売掛金等の債権の貸倒れ損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 修繕引当金……………当社の固定資産（賃貸設備）について行う修繕に要する費用に充てるため計上しているもので、その計上は不動産賃貸契約による所定の率によっております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

為替予約については、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしておりますので、振当処理を採用しております。

また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約

ヘッジ対象

製・商品輸入による予定取引

ハ. ヘッジ方針

主に当社の内規である「デリバティブ取引規程」に基づき、為替変動リスク、金利変動リスクをヘッジしております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ方針に基づき、同一通貨で同一期日の為替予約を締結しており、その後の為替相場の変動による相関関係が確保されているため、有効性の評価を省略しております。

また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしており有効性が保証されているため、有効性の評価を省略しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(5) 表示方法の変更

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「設備関係支払手形」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「支払手形及び買掛金」に含めて表示しております。

なお、当連結会計年度における「設備関係支払手形」の金額は、49,042千円であります。

(6) 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	451,281千円
土地	39,635千円
合計	490,916千円

同上に対応する債務額

長期借入金	96,400千円
-------	----------

(2) 有形固定資産減価償却累計額	4,728,035千円
-------------------	-------------

(3) 圧縮記帳

国庫補助金等および受取保険金により取得した固定資産の取得価額から直接控除している圧縮記帳累計額

建物及び構築物	91,972千円
機械装置及び運搬具	119,968千円
その他	13,198千円
合計	225,138千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首 の株式数(千株)	当 連 結 会 計 年 度 増加株式数(千株)	当 連 結 会 計 年 度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 の株式数(千株)
普 通 株 式	10,000	—	—	10,000

(2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首 の株式数(千株)	当 連 結 会 計 年 度 増加株式数(千株)	当 連 結 会 計 年 度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 の株式数(千株)
普 通 株 式	776	1	—	777

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 平成29年3月30日開催の第118回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当金の総額 27,673千円
- ・1株当たり配当金額 3円00銭
- ・基準日 平成28年12月31日
- ・効力発生日 平成29年3月31日

ロ. 平成29年8月7日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当金の総額 27,671千円
- ・1株当たり配当金額 3円00銭
- ・基準日 平成29年6月30日
- ・効力発生日 平成29年9月11日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成30年3月27日開催予定の第119回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当金の総額 27,670千円
- ・配当金の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当金額 3円00銭
- ・基準日 平成29年12月31日
- ・効力発生日 平成30年3月28日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式について四半期ごとに時価の把握を行っております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年12月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位 千円）

	連結貸借対照表 計上額（*1）	時価（*1）	差額（*2）
①現金及び預金	425,566	425,566	—
②受取手形及び売掛金	1,117,710	1,117,710	—
③投資有価証券 その他有価証券	413,787	413,787	—
④親会社株式	560,560	560,560	—
⑤支払手形及び買掛金	(798,837)	(798,837)	—
⑥短期借入金	(230,000)	(230,000)	—
⑦長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	(369,793)	(370,259)	466
⑧デリバティブ取引	502	502	—

（*1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（*2）連結貸借対照表計上額が時価を上回っている場合の差額は、正の数で示しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

①現金及び預金、並びに②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券、並びに④親会社株式

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

⑤支払手形及び買掛金、並びに⑥短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑦長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑧デリバティブ取引

為替予約のうち振当処理によっているものは、ヘッジ対象とされている外貨建金銭債務と一体として処理されているため、その時価は、外貨建金銭債務の時価を含めて記載しております。

為替予約のうち振当処理によっていないものは、取引金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(注) 2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額19,346千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都において、賃貸用の商業施設（土地を含む）を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位 千円)

連結貸借対照表計上額	時価
756,764	2,432,398

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいて算定した金額（指標等を用いて調整を行ったもの）であります。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

543円50銭

(2) 1株当たり当期純利益

14円16銭

貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,513,310	流 動 負 債	1,437,139
現 金 及 び 預 金	341,311	支 払 手 形	534,508
受 取 手 形 金	325,890	買 掛 金	259,763
電 子 記 録 債 権	633,079	短 期 借 入 金	230,000
商 品 及 び 製 品	129,913	1年内返済予定の長期借入金	247,752
仕 掛 品	375,541	リ ー ス 債 務	3,436
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	491,914	未 払 金	47,721
前 払 費 用	160,515	未 払 費 用	70,396
繰 延 税 金 資 産	10,361	預 り 金	16,351
そ の 他 金	30,537	固 定 負 債	27,212
貸 倒 引 当 金	17,199	長 期 借 入 金	475,636
固 定 資 産	△2,950	リ ー ス 債 務	122,041
有 形 固 定 資 産	3,357,780	繰 延 税 金 負 債	6,036
建 物	205,717	修 繕 引 当 金	53,023
構 築 物	27,260	長 期 未 払 費 用	51,952
機 械 及 び 装 置	230,119	長 期 預 り 金	9,607
車 両 運 搬 具	251	資 産 除 去 債 務	
工 具 器 具 備 品	44,963	負 債 合 計	1,912,776
土 地	313,742	(純 資 産 の 部)	
リ ー ス 資 産	812	株 主 資 本	3,512,786
無 形 固 定 資 産	45,271	資 本 金	500,000
借 地 権	26,197	資 本 剰 余 金	98,753
電 話 加 入 権	1,884	資 本 準 備 金	89,675
ソ フ ト ウ ェ ア	8,745	そ の 他 資 本 剰 余 金	9,078
水 道 施 設 利 用 権	1,534	利 益 剰 余 金	3,061,368
リ ー ス 資 産	6,912	利 益 準 備 金	125,000
投 資 そ の 他 の 資 産	1,285,179	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,936,368
投 資 有 価 証 券	433,133	配 当 準 備 積 立 金	250,000
親 会 社 株 式	560,560	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	93,066
関 係 会 社 株 式	1,591	別 途 積 立 金	2,368,700
関 係 会 社 出 資 金	219,853	繰 越 利 益 剰 余 金	224,602
出 資 金	10,323	自 己 株 式	△147,335
従業員に対する長期貸付金	380	評 価 ・ 換 算 差 額 等	445,529
破 産 更 生 債 権 等	17,927	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	445,180
前 払 年 金 費 用	47,192	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	349
そ の 他 金	12,221	純 資 産 合 計	3,958,315
貸 倒 引 当 金	△18,000	負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,871,090
資 産 合 計	5,871,090		

損 益 計 算 書

(平成29年1月1日から)
(平成29年12月31日まで)

(単位 千円)

科 目	金 額	
売上高		4,403,970
売上原価		3,531,849
売上総利益		872,121
販売費及び一般管理費		868,954
営業利益		3,167
営業外収益		
受取利息	259	
受取配当金	44,008	
受取商標使用料	6,653	
その他の	10,630	61,550
営業外費用		
支払利息	3,583	
有形売却損	1,465	
売上割引	11,401	
為替差損	5,744	
その他の	898	23,091
経常利益		41,626
特別利益		
投資有価証券売却益	6,429	6,429
特別損失		
固定資産除却損	6,798	6,798
税引前当期純利益		41,257
法人税、住民税及び事業税	4,600	
法人税等調整額	3,192	7,792
当期純利益		33,465

株主資本等変動計算書

(平成29年1月1日から
平成29年12月31日まで)

(単位 千円)

	株 主 資 本											
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金						自己株式	株主資本 合 計
		資 本 準備金	その他 資本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金				利益剰余金 合 計		
						配当準備 積 立 金	固定資 産圧縮 積立金	別途積立金	繰越利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	500,000	89,675	9,078	98,753	125,000	250,000	95,026	2,368,700	244,521	3,083,247	△147,140	3,534,860
当 期 変 動 額												
固定資産圧縮積立金の取崩し							△1,960		1,960	—		—
剰 余 金 の 配 当									△55,344	△55,344		△55,344
当 期 純 利 益									33,465	33,465		33,465
自己株式の取得											△195	△195
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)												
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	—	△1,960	—	△19,919	△21,879	△195	△22,074
当 期 末 残 高	500,000	89,675	9,078	98,753	125,000	250,000	93,066	2,368,700	224,602	3,061,368	△147,335	3,512,786

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	386,466	3,721	390,187	3,925,047
当 期 変 動 額				
固定資産圧縮積立金の取崩し				—
剰 余 金 の 配 当				△55,344
当 期 純 利 益				33,465
自己株式の取得				△195
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	58,714	△3,372	55,342	55,342
当 期 変 動 額 合 計	58,714	△3,372	55,342	33,268
当 期 末 残 高	445,180	349	445,529	3,958,315

個別注記表

1. 記載金額は千円未満を四捨五入によって表示しております。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 子会社株式および関係会社出資金

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

・時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

③ デリバティブ

原則として時価法を採用しております。

④ たな卸資産

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりです。

建物 31～47年

機械及び装置 9年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………売掛金等の債権の貸倒れ損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 修繕引当金……………固定資産（賃貸設備）について行う修繕に要する費用に
充てるため計上しているもので、その計上は不動産賃貸
契約による所定の率によっております。
 - ③ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における
退職給付債務および年金資産に基づき計上しております。
- (4) その他計算書類作成のための基本となる事項
- ① ヘッジ会計の方法
 - イ ヘッジ会計の方法
為替予約については、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満た
しておりますので、振当処理を採用しております。
また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特
例処理を採用しております。
 - ロ ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段
為替予約
ヘッジ対象
製・商品輸入による予定取引
 - ハ ヘッジ方針
主に当社の内規である「デリバティブ取引規程」に基づき、為替変動リスク、
金利変動リスクをヘッジしております。
 - ニ ヘッジ有効性評価の方法
為替予約取引については、ヘッジ方針に基づき、同一通貨で同一期日の為替予
約を締結しており、その後の為替相場の変動による相関関係が確保されているた
め、有効性の評価を省略しております。
また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしており有効性が保証
されているため、有効性の評価を省略しております。
 - ② 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

(5) 表示方法の変更

前事業年度において独立掲記しておりました「設備関係支払手形」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「支払手形」に含めて表示しております。

なお、当事業年度における「設備関係支払手形」の金額は、49,042千円であります。

(6) 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	451,281千円
土地	39,635千円
合計	490,916千円

同上に対応する債務額

長期借入金	96,400千円
-------	----------

(2) 有形固定資産減価償却累計額

4,668,119千円

(3) 圧縮記帳

国庫補助金等および受取保険金により取得した固定資産の取得価額から直接控除している圧縮記帳累計額

建物	91,704千円
構築物	268千円
機械及び装置	119,968千円
工具器具備品	13,198千円
合計	225,138千円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務

① 短期金銭債権 7,762千円

② 短期金銭債務 14,921千円

(5) 取締役に対する金銭債務 24,400千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高 51,186千円

② 仕入高 117,419千円

③ 営業取引以外の取引高 31,649千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の 株 式 数 (千株)	当 事 業 年 度 増加株式数(千株)	当 事 業 年 度 減少株式数(千株)	当事業年度末の 株 式 数 (千株)
普 通 株 式	776	1	—	777

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産（流動）	
たな卸資産評価損否認	18,178千円
貸倒引当金超過額	922千円
未払事業税否認	305千円
繰越欠損金	11,285千円
繰延税金資産合計	30,690千円
繰延税金負債（流動）	
繰延ヘッジ損益	153千円
繰延税金負債合計	153千円
繰延税金資産（流動）の純額	30,537千円
繰延税金資産（固定）	
長期未払費用否認	7,442千円
修繕引当金否認	16,172千円
貸倒引当金超過額	5,468千円
減損損失否認	12,123千円
繰越欠損金	12,802千円
その他	4,288千円
繰延税金資産小計	58,294千円
評価性引当額	△13,334千円
繰延税金資産合計	44,960千円
繰延税金負債（固定）	
前払年金費用否認	14,393千円
固定資産圧縮積立金	40,842千円
その他有価証券評価差額金	195,367千円
その他	75千円
繰延税金負債合計	250,677千円
繰延税金負債（固定）の純額	205,717千円
繰延税金負債の純額	175,180千円

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

研磨布紙等製造販売事業における基幹システムであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (2) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	429円16銭
(2) 1株当たり当期純利益	3円63銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年2月21日

理研コランダム株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 奈 尾 光 浩 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 高 原 透 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、理研コランダム株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、理研コランダム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年2月21日

理研コランダム株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奈 尾 光 浩 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高 原 透 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、理研コランダム株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第119期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第119期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年2月22日

理研コランダム株式会社 監査等委員会
常勤監査等委員 本 多 正 明 ㊞
監 査 等 委 員 長 崎 俊 樹 ㊞
監 査 等 委 員 新 井 田 哲 也 ㊞

(注) 監査等委員本多正明、長崎俊樹及び新井田哲也は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

＜会社提案(第1号議案から第6号議案まで)＞

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第119期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金3円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は27,670,149円となります。

これにより中間配当金を含めました当期の年間配当金は、1株につき6円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年3月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を行う理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。これに基づき当社は、当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更することとし、あわせて、単元株式数の変更後においても、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持することを目的として、株式併合（10株を1株に併合）を実施するものです。

2. 併合の割合

当社普通株式について、10株を1株に併合したいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して売却処分、または自己株式として当社が買い取り、それらの代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式の併合が効力を生ずる日（効力発生日）

平成30年7月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

3,000,000株

なお、「単元株式数の変更および株式併合についてのQ&A」を、53ページから55ページに掲載しておりますのでご参照ください。

第3号議案 定款の一部変更の件

第2号議案「株式併合の件」が承認可決とその効力発生を条件として、現行定款第6条および第8条に規定する単元株式数および発行可能株式総数の変更をいたしたいと存じます。

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>3,000</u> <u>万</u> 株とする。 (単元株式数) 第8条 当会社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とす る。	(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>300万</u> <u>株</u> とする。 (単元株式数) 第8条 当会社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とす る。 附則 第6条および第8条の変更は、当社第119回定 時株主総会の第2号議案に係る株式併合の 効力発生日である平成30年7月1日に、 効力が発生するものとする。なお、本附則 は当該効力発生日をもって削除する。

第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名(全員)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名の選任をお願いするものであります。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は次のとおりであります。

なお、本議案については、監査等委員会において検討がなされましたが、監査等委員会からは、各候補者は、深い専門性、豊富な経験、取締役としての適格性を有しており、当社の取締役として適任であるとの意見表明を受けております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	ますだ とみお 増田 富美雄 (昭和29年3月21日生)	昭和53年6月 岡本理研ゴム㈱(現オカモト㈱)入社 平成21年6月 オカモト㈱取締役建装部長兼産業用品部長兼開発室・ISO担当 " 27年6月 同社常務取締役人事部、粘着製品部、建装部、工業用品部、資材部担当 " 28年6月 同社取締役監査等委員 " 29年3月 当社社外取締役 " 30年1月 当社代表取締役社長(現任)	0株
2	きた ざわ ゆう じ 北澤 雄二 (昭和31年11月18日生)	昭和54年4月 当社入社 平成16年4月 当社営業本部部长兼東京営業所長 " 18年3月 当社取締役営業本部部长 " 26年5月 当社取締役CA総本部部长兼営業本部部长兼生産本部部长 " 27年2月 ㈱光環代表取締役社長 " 27年3月 当社常務取締役CA総本部部长兼営業本部部长兼生産本部部长 " 27年6月 濰坊理研研磨材有限公司董事長(現任) " 28年1月 当社常務取締役 " 29年3月 当社専務取締役(現任)	4,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の株 式 数
3	え ぐち しん いち 江 口 真 一 (昭和35年10月16日生)	昭和58年4月 安田生命保険(相)(現明治安田生命保険(相)入社 平成20年4月 明治安田生命保険(相)大宮支社長 " 22年4月 同社法人職域開拓部長 " 26年4月 ㈱MY J リスク管理・コンプライアンス部長 " 27年4月 同社内部監査部長 " 28年3月 当社取締役 " 29年3月 当社常務取締役(現任)	0株
4	あま らい のぼる 雨 貝 昇 (昭和31年5月31日生)	昭和51年4月 ヤマト化学工業㈱入社 平成15年1月 オカモト㈱入社 " 27年2月 同社茨城工場製造部長代理 " 28年1月 当社製造部長 " 28年3月 当社取締役(現任)	0株
5	ほそ い まさ ひろ 細 井 雅 弘 (昭和33年9月23日生)	昭和58年4月 三共理化学㈱入社 平成12年4月 同社新市場開発室長 " 13年11月 日本マイクロコーディング㈱(現Mipox㈱)入社 " 21年11月 同社執行役員営業技術本部長 " 23年8月 当社営業本部部長 " 24年1月 当社営業開発部長 " 27年7月 当社東京支店長 " 28年1月 当社営業部長 " 28年3月 当社取締役(現任)	0株
6	いし かわ かず お 石 川 和 男 (昭和35年9月21日生)	昭和59年4月 熊谷精密㈱入社 平成14年4月 三洋精密㈱(現日本電産セイミツ㈱)関連 会社管理課長 " 16年5月 当社管理本部財務グループ課長 " 25年4月 当社管理本部次長 " 27年11月 当社総務部長 " 28年3月 当社取締役(現任)	0株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 候補者増田富美雄氏の上記「略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況」の欄には、当社の親会社であるオカモト株式会社およびその子会社における過去5年間の業務執行者であるときの地位および担当を含めて記載しております。

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名（全員）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 数
※ 1	ふじ わら のぶ ひろ 藤 原 信 弘 (昭和37年8月16日生)	昭和60年4月 当社入社 平成28年1月 当社営業部砥粒販売課長 〃 28年4月 当社営業部（部長代理）砥粒販売課長 〃 29年4月 当社営業部東京支店東京営業課部長代理 (鴻巣砥粒担当)（現任）	1,000株
2	なが さき とし き 長 崎 俊 樹 (昭和28年11月18日生)	平成3年4月 長崎俊樹法律事務所開設 〃 8年5月 日本弁護士連合会編集委員会委員 〃 9年4月 同人権擁護委員会委員 〃 9年5月 同業務対策委員会委員 〃 14年1月 最高裁判所司法研修所刑事弁護教官 〃 14年5月 岡村綜合法律事務所パートナー（現任） 〃 19年11月 新司法試験審査委員 〃 27年4月 当社監査役 〃 28年3月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）	0株
3	あらいだ てつ や 新井田 哲 也 (昭和46年5月22日生)	平成11年2月 新日本アーンストアンドヤング税理士法人 (現EY税理士法人) 入社 〃 11年6月 税理士登録 〃 22年9月 わかさ税理士法人 代表社員（現任） 〃 25年6月 東京税理士会玉川支部 幹事（現任） 〃 28年3月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）	0株

(注)1. ※印は新任の候補者であります。

- 長崎俊樹氏は岡村綜合法律事務所パートナーであり、同事務所は当社と法律顧問契約を締結しております。
- その他の候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
- 長崎俊樹、新井田哲也氏は社外取締役候補者であります。
- 当社は、長崎俊樹氏、新井田哲也氏を東京証券取引所の定めに基づき独立役員として届け出ており、両氏が原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

6. 社外取締役候補者の選任理由は、以下のとおりであります。

(1) 長崎俊樹氏を社外取締役候補者とした理由について

同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士資格を有され、日本弁護士連合会の各種委員、最高裁判所司法研修所刑事弁護教官等を歴任されており、また平成27年4月に当社社外監査役に就任されて以降、十分にその職責を果たされていることから、社外取締役としての職責を適切に果たしていただけると判断したものであります。

(2) 新井田哲也氏を社外取締役候補者とした理由について

同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、税理士として財務および会計に関する専門的な知見を有されており、税務監査の経験も豊富であります。また平成28年3月に当社取締役（監査等委員）に就任されて以降、十分にその職責を果たしていることから、社外取締役としての職責を適切に果たしていただけると判断したものであります。

7. 長崎俊樹氏および新井田哲也氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

8. 業務執行取締役等であるものを除く取締役候補者との責任限定契約について

当社は、長崎俊樹氏、新井田哲也氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、長崎、新井田両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定です。また、藤原信弘氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の契約を締結する予定です。

第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
うしくぼ いさお 牛久保 功 (昭和24年5月9日生)	昭和48年4月 安田火災海上保険㈱（現損害保険ジャパン日本興亜㈱）入社 平成13年10月 ホンゴウサービス㈱入社 〃 14年5月 同社取締役管理部長 〃 18年5月 同社代表取締役社長 〃 27年5月 同社代表取締役社長退任	2,000株

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 牛久保功氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。

3. 牛久保功氏を社外取締役候補者とした理由

同氏は金融機関に長く勤務されるとともに経営者として経験が豊富であり、経営に関する高い見識と深い知見を有されていることから、補欠の監査等委員である社外取締役候補者として選定しております。

4. 業務執行取締役等であるものを除く取締役候補者との責任限定契約について

当社は牛久保功氏が取締役に就任された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することを予定しており、当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

<株主提案（第7号議案および第8号議案）>

第7号議案および第8号議案は、株主（1名）からの提案によるものです。

株主からは4個の提案がございましたが、株主総会に付議するための要件を満たすもののみを第7号議案および第8号議案としております。

なお、第7号議案および第8号議案の提案の内容および提案の理由は、提案株主作成の提案書原文を基に記載しております。

第7号議案 剰余金の処分の件

提案の内容：1株当たり年間配当金の1円増額。第119期下期配当金を4円とし、年間配当金を7円とする。

提案の理由：これら提案する株主還元策（配当金の増額、株主優待制度の新設、自社株買いの実施）を実施することにより、御社株式の魅力を高め、株式の更なる流動性を図ることを目的とします。なお、株主還元策の原資には、親会社オカモト株式の売却資金を充当願います。オカモト株式会社については以前から「取引関係の強化を図るため」を保有目的として49万株を保有していますが、昨年持分法適用会社から連結子会社に関係が変わったことから保有する意義がなくなったものと考えます。

□上記提案に対する取締役会の意見

取締役会としては、本議案に**反対**します。

当社は、長期的な観点から安定的・継続的に配当することが、株主の皆様への利益還元として最適の方法と考え、配当の基本的な方針としております。

配当につきましては、設備投資のために必要となる内部資金の確保と、配当の維持安定のバランスを図ることを重視し、業績と設備投資計画を考慮しながら、安定的かつ継続的な配当に努めることとしております。

以上の方針を踏まえまして、当期の配当につきましては、純利益が前年比▲16.5%と厳しい状況の中、期末配当は前期と同様の1株あたり3円とすることを第1号議案でお諮りします。

第1号議案が承認された場合、中間配当を含めました当期の年間配当も、前期と同様に1株あたり6円となります。また、配当性向は42.4%であり前期に比べ7.0%アップする予定です。

第8号議案 自己株式の取得の件

提案の内容：自社株買いの実施

提案の理由：これら提案する株主還元策（配当金の増額、株主優待制度の新設、自社株買いの実施）を実施することにより、御社株式の魅力を高め、株式の更なる流動性を図ることを目的とします。なお、株主還元策の原資には、親会社オカモト株式の売却資金を充当願います。オカモト株式については以前から「取引関係の強化を図るため」を保有目的として49万株を保有していますが、昨年持分法適用会社から連結子会社に関係が変わったことから保有する意義がなくなったものと考えます。

□上記提案に対する取締役会の意見

取締役会としては、本議案に**反対**します。

当社の主な事業内容は大きく「研磨布紙等製造販売事業」「OA器材部材等製造販売事業」「不動産賃貸事業」に区分されます。その中でコアとなる事業は「研磨布紙等製造販売事業」と位置づけております。

当社としましては、「研磨布紙等製造販売事業」の黒字化が喫緊の課題であると認識しており、現在、生産設備のリニューアル等を実施し、業績の回復へ向けた取り組みを強化しているところです。しかし、この取り組みは緒に就いたばかりであり、今後も継続的に取り組み強化を図る必要があると認識しております。

従いまして、利益につきましては、株主の皆様への配当の安定的な実施に加え、今後のさらなる成長に向けた設備投資等に充てたいと考えておりますので、今のところ自社株買いの実施は予定しておりません。

なお、当社は、取締役会決議をもって自己株式を取得することができるよう定款で定めております。自己株式の取得の実施は、業績および設備投資の必要性や財務状況を総合的に判断し、取締役会の責任と判断の下で行います。

以上

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合についてのQ & A

Q 1. 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか？

A 1.

単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

株式併合とは、複数の株式をあわせて、それより少数の株式にすることです。今回当社では、10株を1株に併合いたします。

Q 2. 単元株式数変更と株式併合の目的は何ですか？

A 2.

全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社はこの趣旨を踏まえ、平成30年7月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

あわせて、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また各株主様の議決権の数に大きく変更が生じることがないように、当社株式について10株を1株にする併合を行うことといたしました。

Q 3. 株主の所有株式数と議決権数はどうなりますか？

A 3.

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成30年6月末日の最終の株主名簿に記録されたご所有株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、単元株式数の変更および株式併合の前後で、所有株式数および議決権数は以下のとおりとなります。

効力発生前			効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例 1	2,000株	2 個	200株	2 個	なし
例 2	1,200株	1 個	120株	1 個	なし
例 3	1,002株	1 個	100株	1 個	0.2株
例 4	555株	なし	55株	なし	0.5株
例 5	7株	なし	なし	なし	0.7株

- ・効力発生前のご所有株式数が10株未満（例5）の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式になり、株主としての地位を失うことになります。何卒ご理解賜りたいと存じます。
- ・例3、例4、例5において発生する端数株式（例3は0.2株、例4は0.5株、例5は0.7株）の取扱いにつきましては後記「Q6」をご参照ください。

Q4. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A4.

以下のフローでご確認ください。

I. 現在10株未満の株式を所有されていますか？ ⇒ YES はⅡへ、NO は①へ。

Ⅱ. 株式併合の効力発生前までに、所有している10株未満の株式の買取請求を当社に対して行いますか。⇒ YES は②へ、NO は③へ。

①特に必要なお手続きはございません。

②買取請求につきましては、後記「Q5」をご参照ください。

③特に必要なお手続きはございませんが、株式併合後に発生する端数株式の取扱いにつきましては、後記「Q6」をご参照ください。

Q5. 現在所有している10株未満の株式を効力発生前に買い取ってもらい、効力発生後に端数が生じないようにする方法はありますか？

A5.

「単元未満株式の買取請求」をご利用いただくことにより、当社が株主様の10株未満の株式を買い取ることが可能です。

単元未満株式の買取りの請求のお申し出は、お取引の証券会社において受け付けております。証券会社に口座を作られていない株主様は、後記株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q6. 併合後の1株に満たない端数株式の取扱いを教えてください。

A6.

すべての端数株式を当社が一旦お預かりし、一括して売却処分し、または自己株式として買い取り、それらの代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

Q7. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか？

A7.

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株あたりの資産価値は10倍になります。したがって、株式の市況の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることは、理論上はありません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の10倍となります。

Q 8. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金への影響はありますか？

A 8.

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響が生じることはございません。但し、株式併合により生じた端数株式につきましては、「A 6」のとおり、当社が売却処分または買取りを行い、それらの代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配するため、当該端数株式に係る配当はその後生じません。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更および株式併合に関しご不明な点は、お取引のある証券会社または次の株主名簿管理人までお問い合わせください。

株主名簿管理人

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-8507

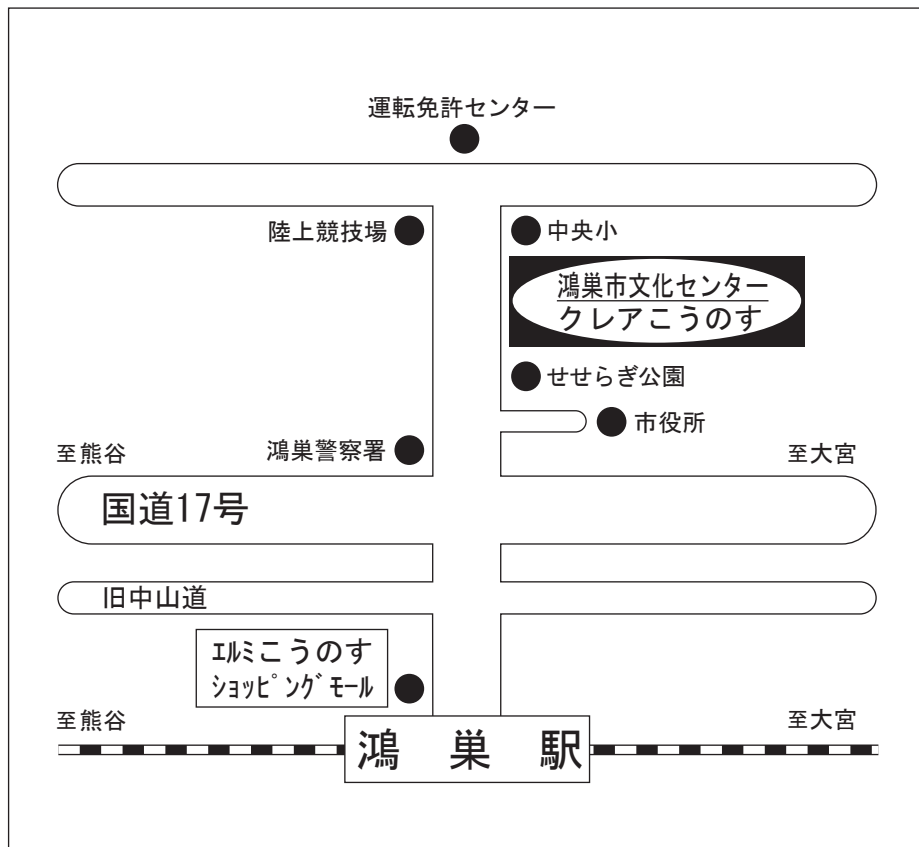
東京都杉並区和泉二丁目8番4号

電話番号 0120-288-324（フリーダイヤル）

受付時間 平日午前9時～午後5時（土、日、祝日等を除く）

以上

会場ご案内図



- 会場 埼玉県鴻巣市中央29番1号
鴻巣市文化センター 3階会議室
TEL 048 (540) 0540
- ◆JR高崎線鴻巣駅より1,500m
徒歩15分
 - ◆免許センター行きバスにて終点下車